

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

令和2年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請し、文部科学省で検討されてきました。そして、令和3年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。今年度、津久見市においては、小学校の35人以上の学級はありませんが、中学校での35人以上の学級が6学級あります。したがって、文部科学大臣が国会で答弁したように、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施、さらにはきめ細やかな教育を行うための30人学級の実現が不可欠です。

厳しい財政状況の中、大分県においては、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。しかし、県が独自に配置する教職員数には限りがあるため、十分な配置までは至っていません。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。このような状況では、子どもと向き合うための時間の確保が難しく、子どもの声を聞き、丁寧に指導する時間も限られてきます。

文部科学省は、「子どもと正面から向き合うための定数改善計画」を策定し、精一杯の努力をして頂いておりますが、見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画が必要です。この教職員定数の改善により、教育現場での教職員の増加は、子どもたちにとっても大きな効果をもたらすことが予想され、先生からしっかりと話を聞いてもらえる喜び、授業が分かる喜びを得られるものになります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校での35人学級を早急に実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

令和3年7月1日

大分県津久見市議会

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
文部科学大臣	萩生田光一	様